

第 26 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第26回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 令和元年11月26日 午後2時00分開会
会議場所 大船渡市役所議員控室

議事日程第1号

日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名人の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第6 議案第3号 農地に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
2番	鈴木 力男君	3番	古内 嘉博君
4番	中村 亨君	5番	廣澤 恵美君
6番	細谷 知成君	7番	藤原 重信君
8番	欠 員	9番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 9名）

〔大船渡地区〕	大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形 正男君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 和雄君	日頃市地域	木村マリ子君
〔三陸町地区〕	越喜来地域	岡澤 成治君	綾里地域	畑中 圭吾君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（1名） 大船渡地区立根地域 今野八重子推進委員

事務局出席者

局長	飯田 秀君	局長補佐	細谷 真実君
係長	羽根川恵一君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後2時00分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第26回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。改めまして第26回農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。今月7日、都南文化会館キャラホールにて岩手県農業委員会大会が860名の参加で開催されましたが、農地利用最適化推進活動部門では村上推進委員が、農業者年金部門において当農業委員会が、また全国農業新聞部門では皆さんの活動のおかげで当農業委員会が熊谷職務代理、藤原委員、村上推進委員、鈴木推進委員が表彰されております。受賞された委員、推進委員の皆さん、おめでとうございます。また今後の活動の励みにしてほしいと思います。今年もあと1か月、体気をつけて今年を締めくくりたいと思っております。

簡単ではございますが、あいさつといたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は9名、推進委員は9名であります。欠席の連絡があった推進委員は大船渡地区立根地域今野八重子推進委員の1名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。先月開催の第25回総会以降の経過報告でございます。10月30日に県産業会館において岩手県農業委員大会運営委員会が開催されまして、会長が出席しております。10月31日と11月1日の2日間、岩手県都市農業委員会会長会の先進地視察研修会がありました。会長と私が参加しております。秋田市の株式会社スクールファーム河辺と横手市の園芸振興拠点センターを視察してまいりました。内容について若干報告させていただきますと存じます。まず株式会社スクールファーム河辺は、閉校となりました校舎を利用して農業と福祉を連携させた農福連携をテーマに掲げまして、植物工場を設置しているということでもあります。一般企業での就職が難しい障害者の方々を20名雇用して就労機会の提供、就労に必要な知識や能力向上の支援を行なっておりまして、収穫した野菜やハーブなどを県内のホテルや飲食店などに出荷しているということでございます。なお、この会社は今後、市内の耕作放棄地を利用して花の屋外栽培を行い、ドライフラワーに加工して出荷する6次産業化への取り組みを考えているということでありました。また横手市の園芸振興拠点センターでございますけれども、農業が基幹産業であります横手市は、全国と同じような農業所得の減少、それから後継者不足が深刻な問題となっているそうです。それを解決する一つの方法として、収益性が高いとされます野菜や花きなどの園芸作物の取り組みを強化することにし、園芸に取り組む人材育成、地元の農産物を使った6次産業化の推進を図るための拠点として、これもまた廃校舎の一部を利用して整備した施設のことでありました。どちらの施設からも担い手不足、それから耕作放棄地の解消につな

がるヒントをいただけてまいりました。資料等は私どもにございますので、関心のある委員さんはいらしていただければお見せしたいと存じます。次に11月7日には都南文化会館において県農業委員大会が開催されました。当市からは農業委員、推進委員、事務局員あわせて14名が参加しました。先ほど会長のあいさつにもございましたが、農業委員会等活動表彰等を受賞されております。次に同日行われました市政功労者表彰式には熊谷会長職務代理者に出席をいただいております。15日の第44回岩手県農業会議常設審議委員会には、審議委員である菊地会長と局長補佐が出席しております。18日には滝沢市において岩手県地域農業マスタープラン実質化・実践推進大会が開催されまして、会長と私が出席をしてまいりました。

次に本日の総会以降の行事予定でございます。11月27日と28日の両日の明日と明後日ですけれども、東京都で開催される農業者年金加入推進セミナー、それから本県選出国会議員政策要請懇談会が開催をされます。私と会長が出席する予定となっております。次に12月13日に開催されます第45回岩手県農業会議常設審議委員会には審議委員である会長が出席する予定としております。それから20日には盛岡市で開催されます令和元年度いわて農林水産躍進大会が開催される予定であります。なお出席者につきましては後で調整をすることとしております。あとは次回の第27回総会ですけれども、12月25日に予定をしておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。行事等でご不明な点などがございましたら、事務局にお問い合わせいただきたいと思います。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の羽根川恵一係長、議事録署名人には1番金野たか子農業委員、2番鈴木力男農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は2件です。1番、登記地目、現況地目ともに田。3,506㎡。相続による権利の取得。11月1日届出、11月1日受理。次のページをお開きください。2番、登記地目田及び畑、現況地目田、原野、畑、山林及び雑種地。6,038㎡。相続による権利の取得。11月6日届出、11月6日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。議案第1号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。1番、登記地目、現況地目ともに畑、189㎡。贈与。転用目的・施設等、居宅2階建1棟65㎡、駐車場2台。転用理由、伯父から土地を譲り受け自宅を新築したい。2番、登記地目、現況地目ともに畑、338㎡のうち80.07㎡。使用貸借。転用目的・施設等、無線基地用仮設用地、仮設ハウス等11.1㎡、資材置場。転用理由、携帯基地局工事のための仮設用地として利用する。令和元年12月1日から令和2年5月31日までの一時転用。携帯基地局の届出もあわせて提出されております。立地基準につきましては1番、2番とも第2種農地に該当し、他の土地では代替性がないため基準を満たしております。一般基準については1番は金融機関からの事前審査書、2番は残高証明書等により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について7番藤原重信農業委員からお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原でございます。調査の報告をいたします。21日、譲渡人の奥さんの聞き取りと申請地の場所の確認をいたしました。申請地は道路沿いにあり、細長い三角形の畑でありました。夏までは耕作していたとのことでした。申請地の前の道路には市の上水道がきているのが確認できました。周辺農地にはお寺、お寺の所有者もありまして、集落の方々がお寺の周辺を共同作業で草刈りをしているということで、耕作されていないけれども、きれいに管理された農地が広がっているところでもあります。譲渡人は譲受人の母親の兄で、伯父と甥の関係になります。譲受人一家は現在、アパート暮らしをしておるわけでありまして、自分たちの家をもちたいと思い相談したところ、譲渡人が贈与する形で譲受人に提供をすることにしたとのことでありました。周辺への影響では特に問題のあること等はないものと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いをいたします。以上であります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何か

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第1号2番について三陸地区吉浜地域菊地久寿推進委員からお願いします。

○三陸地区吉浜地域推進委員(菊地久寿君) 推進委員の菊地です。議案第1号2番について報告いたします。11月21日に貸付人に話を聞いてまいりました。電波塔設置工事に伴い仮設ハウス、資材置場として使用し、工事終了後には整地の上、返還されるとのことであります。現地の北側は現在は道路、南側は貸付人の自宅に挟まれた細長い土地で、付近の営農には影響ないものと思われまます。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第5、議案第2号農地法の適用外であることの証明願いについてを議題といたします。なお、この案件は7番藤原重信農業委員に関する案件であることから、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、7番藤原重信農業委員は審議の終了まで退席をお願いします。

(7番 藤原重信君除斥)

○議長(菊地英浩君) それでは事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 5ページをお開きください。議案第2号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

届出件数は1件です。1番、登記地目畑、現況地目宅地、640㎡。非農地の事由、昭和50年増築に伴い、庭敷として宅地と一体利用したもの。父の代より一体利用していたが、昨年農地パトロールで発覚し、手続きをしようと思いつながら今年までできてしまった。始末書が提出されております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について2番鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○2番（鈴木力男君） 2番鈴木です。議案第2号農地法の適用外であることの証明願の調査の報告をいたします。11月23日に申請人より聞き取りをいたしました。父の代の昭和50年に住宅の増設をし、敷地整備で周辺土地を自宅前の畑と同じ高さに盛り、今まで草刈り等をして維持管理していたということです。その後、躑躅等を植樹して敷地と一体利用してきたため農地とは思っていなかったようです。

昨年、農地パトロールで農地であることがわかったようで、今後、農地としての活用を考えていないので手続きをしようと思い、事務局とも相談し、農地法の適用外証明願を提出することにしたそうです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において願のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手多数であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において願のとおり決定いたしました。

ここで7番藤原重信農業委員の着席をお願いします。

○議長（菊地英浩君） 退席された委員に申し上げます。議案第2号1番は本委員会において願のとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 6ページをお開きください。議案第3号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4（1）に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

7ページのリストをご覧ください。非農地リストとして35筆が掲載されております。

69,141㎡が今回ご審議いただくものです。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から該当地の現況について説明をお願いします。初めに末崎町について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。議案第3号農地に該当するか否かの判断について、非農地リストの1番についてご報告いたします。今回の農地パトロールで非農地と判断した26件の中の一つです。農地一覧表に掲載されていた所有者は既に亡くなっておられ、相続人の居場所がわからず、10月の総会の締め切りには

間に合わなかった1件でございます。昭和40年後半まで耕作していたようですが、その後、耕作放棄をした土地で、参考資料1番の写真でおわかりのように、木が生い茂り荒廢地化しており人力での畑への復旧は困難と判断したものです。現所有者は東日本大震災で被災し、現在は公営住宅で暮らしておりまして、旦那様の財産相続をしたものの80歳以上の高齢で子供もなく、耕作する人もいない状態です。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に立根町について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番（細谷知成君） 6番細谷です。議案第3号非農地リストの2番から7番につきまして報告いたします。2番については所有者の親の代までは耕作しておりましたが、山奥にあるため10年くらい前から耕作しておらず放置しているということでありまして。3番と4番につきましては大部分が川沿いの法面であり、耕地が狭く使い勝手が悪いということと、40年前から放置しているということとありました。5番については以前は林檎畑として利用して林檎の栽培をしておりましたが、48年前に自宅を新築するために林檎畑の一面を切り崩して自宅を新築してからは48年間放置している状態ということとあります。6番につきましては近隣の農地と以前は一体の土地でありましたが、土地の中に通路があるということと国土調査の際に分筆されました。一部分については以前から農地として利用したことはなく、分筆により山林部分だけ残ったということとありました。7番については栗林、栗の栽培をしておりましたが、20年前から管理しておらず放置状態ということとあります。いずれの農地も雑木や雑草が繁茂しており、農地への復旧は困難であると思われまます。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町綾里白浜地域から殿畑地域について5番廣澤恵美農業委員並びに6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番（細谷知成君） 6番細谷です。議案第3号非農地リストの8番から11番まで報告いたします。白浜の農地の8番から11番につきましては、農地パトロールの際の調査で雑木や雑草が繁茂し、周囲の山林との境界が判別できないほど周囲の山林と一体化しており、農地への復旧は極めて困難であると思われまます。8番から11番については以上でございます。

○5番（廣澤恵美君） 綾里地区の殿畑の非農地判定について報告します。農地パトロールを実施した結果、12番から21番の土地が山林及び原野化していると確認してまいりました。周辺の土地においても山林となっており、当該地の農地への復旧は困難であると思われまます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町綾里砂子浜地域について7番藤原重信農業委員並びに9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第3号22番、23番、24番の調査報告をいたします。21日午前11時頃から藤原委員さんと現地確認いたしました。22、23番の所有者

は東日本大震災で被災し、足が不自由な方で現地に住み続けることが難しく、息子さんのいる所に移り住んだということでした。昭和 60 年頃から耕作していないそうです。22 番は海岸の近くにあって、今は漁具がおかれている状態でした。23 番は柿の木が 2～3 本ありましたが、原野の状態でありました。次に 24 番の所有者は、この方も昭和 60 年頃から後継者がいないということで耕作を諦めたそうです。現地は水田の様相はなく原野状態でした。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町越喜来について 4 番中村亨農業委員からお願いします。

○4 番（中村亨君） 4 番中村亨です。非農地リストの 25 番から 35 番について報告いたします。いずれも現況は同じなので、まとめて報告します。10 数年あるいは数十年前より耕作されなくなり、現況のとおり山林化しております。これから再度耕作する予定もなく、そのまま非農地としてほしいということです。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 3 号について質疑、意見を許します。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 3 号について、本委員会において全て農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号農地に該当するか否かの判断については、本委員会において全て農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第 26 回総会を閉会いたします。なお、引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

午後 2 時 30 分閉会